

土海第956号
平成30年12月21日

沖縄防衛局
調達部長 井上 主勇 殿

沖縄県土木建築部長
上原 国定

普天間飛行場代替施設建設事業に関する埋立に用いる土砂（岩ズリ）
の性状の確認について

平成30年12月21日付け土海第955号文書で示したとおり、貴局は、本件事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま工事を続行していますが、仮に、国土交通大臣による執行停止決定が違法ではない場合であっても、性状の確認及び有害物質の有無の確認ができない土砂を投入することは、断じて許されるものではありません。

今般、貴局から「普天間飛行場代替施設建設事業における埋立用材（岩ズリ）に使用される性状等」と題する事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）が提出され、本件事務連絡に示された性状試験結果を確認しましたが、検査時期が「平成28年」「平成29年」などと記され、2年半以上も前の古い検査結果が散見されることから、当該検査が購入時に実施されたものであることに重大な疑義が生じるものであります。

また、今般、名護市安和の琉球セメント株式会社の棧橋から搬出されて埋立区域に投入された土砂は、明らかに赤土を含むものであり、相当量の粘土分を含む土砂であると考えられますが、本件事務連絡における材料承諾願に添付された「安和鉦山」産の材料については、土の粒度試験結果及び土の液性限界・塑性限界試験結果が「NP」とされ、粘土分をほとんど含まないものとされていることなどから、投入された土砂と同一の材料であるかにつき重大な疑義が生じているものであります。

性状の確認ができない試料の試験結果では、実際に投入された土砂の有害物質の有無についても確認できないと考えられるため、性状が未確認な土砂を投入することは、埋立区域及び周辺海域の環境に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれが否定できないものであります。

よって、貴局においては、土砂の投入を中止し、速やかに投入土砂の性状調査を実施するとともに、県による投入された土砂の立ち入り調査に応じるよう求めます。

本件については、平成30年12月27日（木）までに書面による回答を求めます。